

「大学・専門学校等卒業後の在留申請等について」

資料 1 : 在留資格一覧表

資料 2 : 我が国における外国人労働者の内訳

資料 3 : 留学生の我が国企業への就職の円滑化のための入国管理局の取組

資料 4 : 留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン

在留資格	該当例	在留期間	在留者数 (平成29年末)
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間	
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	
教授	大学教授等		7,403
芸術	作曲家、画家、著述家等		426
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月	4,402
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン		236
高度専門職	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数(70点)以上に達した者 (例)外国の大学で修士号(経営管理に関する専門職学位(MBA))を取得(25点)し、IT関連で7年の職歴(15点)がある30歳(10点)の者が、年収600万円(20点)で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合	1号については5年、2号については無期限	5,494
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月	24,033
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等		147
医療	医師、歯科医師、看護師		1,653
研究	政府関係機関や私企業等の研究者		1,596
教育	中学校、高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	11,524
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等		189,273
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者		16,486
介護	介護福祉士		18
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日	2,094
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	39,177
技能実習	技能実習生 (1号イ(企業単独型)、1号ロ(団体監理型)、2号イ(企業単独型)、2号ロ(団体監理型)、3号イ(企業単独型)、3号ロ(団体監理型)の6種類)	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)	274,233

※平成29年9月1日から在留資格「介護」が新設された。

在留資格	該当例	在留期間	在留者数 (平成29年末)
文化活動	日本文化の研究者等	3年, 1年, 6月又は3月	2,859
留学	大学, 短期大学, 高等専門学校, 高等学校, 中学校及び小学校等の学生	4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月又は3月	311,505
研修	研修生	1年, 6月又は3月	1,460
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年, 4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月又は3月	166,561
特定活動	(法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動) 外交官等の家事使用人, ワーキング・ホリデー, 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年, 4年, 3年, 2年, 1年, 6月, 3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	64,776
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限	749,191
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年, 3年, 1年又は6月	140,839
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子		34,632
定住者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	179,834
合計			2,232,026

※中長期在留者について、在留者数を計上した。

我が国における外国人労働者の内訳



出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

約23.8万人

②身分に基づき在留する者

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

約45.9万人

③技能実習

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年日から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

約25.8万人

④特定活動

(EPAIに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

約2.6万人

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

約29.7万人

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、 私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

留学生の我が国企業への就職の円滑化のための入国管理局の取組

1 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の運用

- (1) 大学卒業生の就職の取扱い
- 大学の専攻科目と就職先の業務内容との関連性の柔軟な取扱い
現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性について、柔軟に判断してその在留資格を決定することとした（平成20年7月）。
- (2) 専門学校卒業生の就職の取扱い
- 上陸審査における取扱い
我が国の専門学校を卒業した留學生がいったん帰国した場合でも本邦において就労することが可能となるよう、「技術・人文知識・国際業務」等の上陸基準省令の学歴要件に、本邦の専門学校を卒業したことを追加した（平成23年7月）。

※在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」は平成27年4月に一本化。

2 在留資格「介護」の創設

- 在留資格「介護」の創設（平成29年9月1日施行）
我が国の介護福祉士養成施設等を卒業し、介護福祉士国家資格を取得した留學生が、国内で介護福祉士として活躍できるよう、在留資格「介護」を創設した。
- また、施行までの特例措置として、施行日までに介護福祉士養成施設等を卒業する者及び既に介護福祉士養成施設等を卒業した者から、在留資格「介護」に該当する活動を行うとして在留資格変更許可申請又は上陸申請があった場合には、在留資格「特定活動」（告示外）を許可することにより、介護福祉士として就労することを認めた。

3 留學生の卒業後の就職支援

- (1) 就職活動中の取扱い
- 大学等卒業後最長1年間の就職活動の容認
留學生が大学又は専門学校を卒業後に継続して就職活動を行う場合について、一定の要件の下「特定活動」の在留資格を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間滞在することを可能とした（平成21年3月）。
- 大学等卒業後に就職活動を行っている者が地方公共団体が実施する就職支援事業へ参加する場合の滞在の延長
大学又は専門学校を卒業後就職活動を行っている留學生について、地方公共団体が実施する就職支援事業に参加し、インターシップを含む就職活動を行う場合に、更に1年間（最長2年間）滞在することを可能とした（平成28年12月）。
- 1週について28時間を超えるインターシップが認められる例を表
- 留學生が大学又は専門学校を卒業後に継続して就職活動を行う場合等において、就職活動の一環として行うインターシップについては、1週について28時間を超える資格外活動許可が受けられることを公表した（平成28年8月）。

(2) 就職先が内定した場合の取扱い

- 継続就職活動中に就職先が内定した者の採用までの在留の容認
我が国での企業の採用時期が一般的に4月であることから、一定の要件の下に、採用までの間（内定後1年以内であった卒業後1年6月を超えない期間に限る。）滞在することを可能とした（平成21年3月）。

留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン

法務省入国管理局
平成27年2月策定
平成27年3月改訂
平成29年7月改訂
平成30年4月改訂

在留資格の変更については、「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン（改正）」を策定・公表し，このうち，本邦の大学を卒業した留学生又は本邦の専修学校を卒業した留学生が，「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請を行った場合において，その許否の判断において考慮する事項，これまでの許可事例・不許可事例，提出資料について以下のとおり取りまとめました。

1 本邦の大学又は専門学校等（注）を卒業した留学生が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に変更するために必要な要件

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可に当たって，必要な要件は以下のとおりです。

（注）本邦の大学又は専門学校等には，別紙3に掲げるファッションデザイン教育機関が含まれます。

（1）行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

ア 本邦の公私の機関との契約に基づくものであること

「本邦の公私の機関」には，国，地方公共団体，独立行政法人，会社，公益法人等の法人のほか，任意団体（ただし，契約当事者としての権利能力はありません。）も含まれます。また，本邦に事務所，事業所等を有する外国の国，地方公共団体（地方政府を含む。），外国の法人等も含まれ，さらに個人であっても，本邦で事務所，事業所等を有する場合は含まれます。

「契約」には，雇用のほか，委任，委託，嘱託等が含まれますが，特定の機関との継続的なものでなければなりません。また，契約に基づく活動は，本邦において適法に行われるものであること，在留活動が継続して行われることが見込まれることが必要です。

イ 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動であること

（ア）「技術・人文知識・国際業務」については，理学，工学その他の自然科学の分野又は法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する活動であることが必要です。

具体的にどのような業務が自然科学や人文科学の分野に属する知識を必要とするものに当てはまるのかは，別紙1の「許可事例」を参照してくだ

さい。

(イ) 行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、例えば、「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動は、活動全体として見ればごく一部であり、その余の部分は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない、いわゆる単純な業務に従事する場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断されます。

また、行おうとする活動に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれる場合であっても、それが入社当初に行われる研修の一環であって、今後「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり、日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請等の際に、あらかじめ具体的な研修計画等を提出することにより、認められる場合があります。ただし、例えばホテルに就職する場合、研修と称して、長期にわたって、専らレストランでの配膳や客室の清掃等のように「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務に従事するといった場合には、許容されません。

(2) 原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること (注)

ア 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること

従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻していることが必要であり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要です。

具体的にどのような場合に専攻した科目と従事しようとする業務が関連しているとされるかは、別紙1の「許可事例」を参照してください。

※ 業務との関連性について、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされており（学校教育法第83条第1項、第2項）、一方、専修学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするとされています（同法第124条）。このような教育機関としての大学の性格を踏まえ、大学における専攻科目と従事しようとする科目の関連性については、従来より、柔軟に判断しています。

※ 専修学校の専門課程を修了した者については、修了していることのほか、①本邦において専修学校の専門課程の教育を受け、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平成6年文部省告示第84号）第2条の規定により専門士と称することができること、②同規程第3条の規定により高度専

門士と称することができること、が必要です。

なお、本邦の専門学校を卒業し、「専門士」の称号を付与された者が本国の大学も卒業しているときは、専門学校において修得した内容、又は本国の大学において修得した内容が従事しようとする業務と関連していれば、基準を満たすこととなります。

(注)別紙3に掲げる教育機関の特定の専攻科・コースを卒業した対象者については、「本邦の専修学校の専門課程を修了(当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。)」に係る上陸基準省令に適合しているものとして取り扱います。

イ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

日本人が従事する場合に受ける報酬と同額以上の報酬を受けることが必要です。また、報酬とは、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの(課税対象となるものを除きます。)は含みません。

(3) その他の要件

ア 素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。

イ 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第19条の7から第19条の13まで、第19条の15及び第19条の16に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。

2 事例

本邦の大学を卒業した留学生又は本邦の専修学校の専門課程を修了し、「専門士」の称号を付与された留学生からの「技術・人文知識・国際業務」への変更許可申請について、許可事例、不許可事例は別紙1のとおりです。

3 提出資料

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可申請に当たって、必要な資料は別紙2のとおりです。

このほか、参考となるべき資料の提出を求めることがあります。

本邦の大学を卒業した留学生に係る事例

○ 許可事例

- (1) 大学（工学部）を卒業した者が、電機製品の製造を業務内容とする企業との契約に基づき、月額 23 万円の報酬を受けて、技術開発業務に従事するもの。
- (2) 大学（経営学部）を卒業した者が、コンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、月額 18 万円の報酬を受けて、翻訳・通訳に関する業務に従事するもの。
- (3) 大学（法学部）を卒業した者が、法律事務所との契約に基づき、月額 19 万円の報酬を受けて、弁護士補助業務に従事するもの。
- (4) 大学（教育学部）を卒業した者が、語学指導を業務内容とする企業との契約に基づき、月額 17 万円の報酬を受けて、英会話講師業務に従事するもの。

○ 不許可事例

- (1) 大学（経済学部）を卒業した者から、会計事務所との契約に基づき、月額 23 万 5 千円の報酬を受けて、会計事務に従事するとして申請があったが、当該事務所の所在地には会計事務所ではなく料理店があったことから、そのことについて説明を求めたものの、明確な説明がなされなかったことから、当該事務所が実態のあるものとは認められず、「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動を行うものとは認められないことから不許可となったもの。
- (2) 大学（教育学部）を卒業した者から、弁当の製造・販売業務を行っている企業との契約に基づき現場作業員として採用され、月額 20 万円の報酬を受けて、弁当加工工場において弁当の箱詰め作業に従事するとして申請があったが、当該業務は人文科学の分野に属する知識を必要とするものとは認められず、「人文知識・国際業務」の該当性が認められないため不許可となったもの。
- (3) 大学（工学部）を卒業した者から、コンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、月額 13 万 5 千円の報酬を受けて、エンジニア業務に従事するとして申請があったが、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額 18 万円であることが判明したことから、報酬について日本人と同等額以上であると認められず不許可となったもの。
- (4) 大学（商学部）を卒業した者から、貿易業務・海外業務を行っている企業との契約に基づき、月額 20 万円の報酬を受けて、海外取引業務に従事するとして申請が

あったが、申請人は「留学」の在留資格で在留中、1年以上継続して月200時間以上アルバイトとして稼働していたことが今次申請において明らかとなり、資格外活動許可の範囲を大きく超えて稼働していたことから、その在留状況が良好であるとは認められず、不許可となったもの。

本邦の専門学校を卒業した留学生に係る事例

○ 許可事例

- (1) マンガ・アニメーション科を卒業し、専門士の称号を付与された者が、本邦のコンピュータ関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、月額22万円の報酬を受けて、ゲーム開発業務に従事するもの。
- (2) 電気工学科を卒業し、専門士の称号を付与された者が、本邦のTV・光ファイバー通信・コンピューターLAN等の電気通信設備工事等の電気工事の設計・施工を業務内容とする企業との契約に基づき、月額22万円の報酬を受けて、工事施工図の作成、現場職人の指揮・監督等に従事するもの。
- (3) 建築室内設計科を卒業し、専門士の称号を付与された者が、本邦の建築設計・設計監理、建築積算を業務内容とする企業との契約に基づき、月額18万5千円の報酬を受けて、建築積算業務に従事するもの。
- (4) 自動車整備科を卒業し、専門士の称号を付与された者が、本邦の自動車の点検整備・配送・保管を業務内容とする企業との契約に基づき、月額18万4千円の報酬を受けて、サービスエンジニアとしてエンジンやブレーキ等自動車の基幹部分の点検・整備・分解等の業務に従事するとともに、自動車検査員としての業務に従事することとなるもの。
- (5) 国際IT科においてプログラミング等を修得して卒業し、専門士の称号を付与された者が、本邦の金属部品製造を業務内容とする企業との契約に基づき、月額19万円の報酬を受けて、ホームページの構築、プログラミングによるシステム構築等の業務に従事するもの。

○ 不許可事例

- (1) 専修学校（ジュエリーデザイン科）を卒業し、専門士の称号を付与された者から、本邦のコンピュータ関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、月額20万円の報酬を受けて、外国人客からの相談対応、通訳や翻訳に関する業務に従事するとして申請があったが、履修内容と職務内容との間に関連性が認められなかった

め不許可となったもの。

- (2) 専修学校（日中通訳翻訳学科）を卒業し、専門士の称号を付与された者から、本邦の漆器製品の製造を業務内容とする企業との契約に基づき、月額12万5千円の報酬を受けて、中国語翻訳・通訳、漆器の塗装補助業務に従事するとして申請があったが、通訳・翻訳業務については、それを主たる活動として行うのに十分な業務量があるとは認められないこと、漆器塗装は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「人文知識・国際業務」、「技術」のいずれにも当たらないこと、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額17万円であることが判明したため、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けているとはいえないことから不許可となったもの。
- (3) 専修学校（情報システム工学科）を卒業し、専門士の称号を付与された者から、本邦の料理店経営を業務内容とする企業との契約に基づき、月額25万円の報酬を受けて、コンピューターによる会社の会計管理（売上、仕入、経費等）、労務管理、顧客管理（予約の受付）に関する業務に従事するとして申請があったが、会計管理及び労務管理については、従業員が12名という会社の規模から、それを主たる活動として行うのに十分な業務量があるとは認められないこと、顧客管理の具体的な内容は電話での予約の受付及び帳簿への書き込みであり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術」、「人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないことから不許可となったもの。
- (4) 専修学校（ベンチャービジネス学科）を卒業し、専門士の称号を付与された者から、本邦のバイクの修理・改造、バイク関連の輸出入を業務内容とする企業との契約に基づき、月額19万円の報酬を受けて、バイクの修理・改造に関する業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、フレームの修理やパンクしたタイヤの付け替え等であり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術」、「人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないため不許可となったもの。
- (5) 専修学校（国際情報ビジネス科）を卒業し、専門士の称号を付与された者から、本邦の中古電子製品の輸出・販売等を業務内容とする企業との契約に基づき、月額18万円の報酬を受けて、電子製品のチェックと修理に関する業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、パソコン等のデータ保存、バックアップの作成、ハードウェアの部品交換等であり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際

業務」に該当しないため不許可となったもの。

- (6) 専修学校（声優学科）を卒業し、専門士の称号を付与された者から、外国人客が多く訪れる本邦のホテルとの契約に基づき、月額14万円の報酬を受けて、ロビースタッフとして翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、履修内容と職務内容との間に関連性が認められないため不許可となったもの。
- (7) 専修学校（日本語・日本文化）を卒業し、専門士の称号を付与された者から、人材派遣及び物流を業務内容とする企業との契約に基づき、月額22万円の報酬を受けて、商品仕分けを行う留学生のアルバイトが作業する場所を巡回しながら通訳業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、自らも商品仕分けのシフトに入り、9名のアルバイトに対して指示や注意喚起を通訳するというものであり、商品仕分けを行うアルバイトに対する通訳の業務量が「技術・人文知識・国際業務」に該当する程度あるものとは認められず、不許可となったもの。なお、申請人が専修学校において修得した内容は日本語の会話、読解、聴解、漢字等、日本語能力を向上させるレベルに留まるものであり、通訳の技法について専攻したものとはいえないことから、履修内容と職務内容との間の関連性も認められない。
- (8) 専修学校（イラストレーション学科）を卒業し、専門士の称号を付与された者から、人材派遣及び有料職業紹介を業務内容とする企業との契約に基づき、時給1,200円の報酬を受けて、外国人客が多く訪れる店舗において、翻訳・通訳を伴う衣類の販売業務に従事するとして申請があったが、その業務内容は母国語を生かした接客業務であり、色彩、デザイン、イラスト画法等の履修内容と職務内容との間に関連性があるとは認められず、また翻訳・通訳に係る実務経験もないため不許可となったもの。

○提出資料

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得するに当たって、必要とされる提出資料は以下のとおりです。なお、カテゴリー1及び2に分類される機関に雇用される場合は(1)から(5)まで、カテゴリー3に分類される機関に雇用される場合は(1)から(9)まで、カテゴリー4に分類される機関に雇用される場合は(1)から(10)までの資料が必要です。

※ カテゴリー1には、①日本の証券取引所に上場している企業、②保険業を営む相互会社、③日本又は外国の国・地方公共団体、④独立行政法人、⑤特殊法人・認可法人、⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人、⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人が、カテゴリー2には、前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人が、カテゴリー3には、前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く)が、カテゴリー4には、カテゴリー1から3のいずれにも該当しない団体・個人が当てはまります。

(1) 在留資格変更許可申請書

※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。

(2) 写真(縦4 cm×横3 cm)

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

(3) パスポート及び在留カード(在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む。)

※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。

(4) 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書

カテゴリー1：四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し)

主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し)

カテゴリー2及びカテゴリー3：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるものの写し)

(5) 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書

(6) 別紙3に掲げる教育機関の専攻科・コースを卒業した者については、当該教育機関の卒業証明書及び経済産業省からファッションデザイン教育機関に対し交付された通知書の写し

(7) 申請人の活動内容等を明らかにする次のいずれかの資料

- ア 労働契約を締結する場合
労働基準法第 15 条第 1 項及び同法施行規則第 5 条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書
 - イ 日本法人である会社の役員に就任する場合
役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し
 - ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合
地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書
- (8) 申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書
- ア 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書
 - イ 学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書
 - (ア) 大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書。
なお、DOEACC 制度の資格保有者の場合は、DOEACC 資格の認定証（レベル「A」、
「B」又は「C」に限る。）
 - (イ) 在職証明書等で、関連する業務に従事した期間を証明する文書（大学、高等
専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科
目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。）
 - (ウ) IT 技術者については、法務大臣が特例告示をもって定める「情報処理技術」
に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書
 - ※ (5) の資料を提出している場合は不要
 - (エ) 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合
（大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。）は、
関連する業務について 3 年以上の実務経験を証明する文書
- (9) 登記事項証明書
- (10) 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料
- ア 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が
詳細に記載された案内書
 - イ その他の勤務先等の作成した上記(1)に準ずる文書
 - ウ 登記事項証明書
- (11) 直近の年度の決算文書の写し
- (12) 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を
明らかにする資料

教育機関	専攻科・コース	対象者
エスモード・ジャポン東京校	ファッションクリエイティブ学部総合学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部留学学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部 インターナショナルクリエイティブ学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部 ファッションテクノロジー学科	平成30年3月卒業生から
エスモード・ジャポン京都校	ファッションクリエイティブ学部総合学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部留学学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部 ファッションテクノロジー学科	平成30年3月卒業生から
バンタンデザイン研究所	ファッション学部 ファッションデザイン学科	平成30年3月卒業生から
	ファッション学部 2年制ファッションデザイン学科	平成32年3月卒業生から
	ファッション学部ファッションプロデュース学科	平成32年3月卒業生から
	ファッション学部スタイリスト学科	平成32年3月卒業生から
総合学園ヒューマンアカデミー 東京校	ファッションプロデュースコース	平成32年3月卒業生から
	ヘアメイクアーティストコース	平成32年3月卒業生から